

統一地方選挙投票日

秋田県議会議員選挙▶4月7日(日)

秋田市議会議員選挙▶4月21日(日)

問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(888)5786

選挙まで
行ぐぞ!



めいすいくん

秋田県議会議員選挙

秋田市で投票できるかた

平成13年4月8日以前に生まれ、平成30年12月28日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

◆平成30年12月29日以降に、

秋田市へ転入してきたかたの場合

県内から転入し前に住んでいた市町村での投票になります

*前の居住地から投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票することもできます。前の居住地の選挙管理委員会にお問い合わせください。投票用紙の請求用紙は秋田市選挙管理委員会にもあります。

県外から転入し投票できません

◆平成30年12月7日以降に、

秋田市外へ転出したかた

県内へ転出し秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票できます。ただし、すでに転出先の選挙人名簿に登録されている場合は、転出先での投票になります

*「秋田市から転出したかたが投票する際は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「引き続き住所を有する確認」が必要です。「証明書」は、各市町村の住民票担当窓口で無料発行します。

県外へ転出し投票できません

秋田市議会議員選挙

秋田市で投票できるかた

平成13年4月22日以前に生まれ、平成31年1月13日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

◆次のかたは投票できません

・平成31年1月14日以降に、秋田市へ転入してきたかた
・秋田市から転出したかた



投票所入場券は、県議選・市議選それぞれ郵便でお届けします

不在者投票

県議選・市議選とも、次のような場合は、不在者投票ができます。

【入院中などの場合】 県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに、入院または入所中のかた

【他の市町村での不在者投票】 仕事の都合などで他市町村に滞在しているかた

【郵便等による不在者投票】 身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障がいのあるかた、または介護保険の「要介護5」のかた

期日前投票

投票日当日の投票が無理な場合は、告示日翌日から投票日前日までの間、期日前投票ができます。

■期日前投票期間■

県議選…3月30日(土)▼4月6日(土)
市議選…4月15日(月)▼20日(土)

*3月30日(土)は、市役所1階市民ホールのみ。

■期日前投票所と投票時間■

あらかじめ、入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入してお持ちください

▼市役所1階市民ホール

〓午前8時30分～午後8時

▼西部市民サービスセンター3階

〓午前8時30分～午後6時

▼北部市民サービスセンター1階

〓午前8時30分～午後6時

▼河辺市民サービスセンター2階

〓午前8時30分～午後5時

▼雄和市民サービスセンター1階

〓午前8時30分～午後5時

▼岩見三内連絡所・大正寺連絡所

〓午前8時30分～午後5時

▼秋田駅西口ぼぼろーど・イオンモール

〓午前10時～午後8時

▼秋田大学手形キャンパス大会館2階

〓4月3日(水)・17日(水)のみ開設

〓午前11時～午後5時

文中の「広報ID番号」を、
秋田市ホームページ上の
検索画面(右)に入力すると
当該ページへ移行します

秋田市ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp>

サイト内検索

よくある質問検索

広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力！



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

休止・休館
ご了承ください



3月10日(日)、機器点検のため、
すべての自動交付機(住民票の写
しなどを交付)と各種証明書のコ
ンビニ交付を休止します。

市民課 ☎(888)5626

次の日程で、市民SCが休館し
ます。貸出施設と子育て交流ひろ
ばも利用できません。

▼3月9日(土)に休館

北部市民SC ☎(845)2261
(自動交付機は利用可)

▼3月16日(土)に休館

東部市民SC ☎(853)1039
西部市民SC ☎(888)8080
(自動交付機は利用可)

南部市民SC(御野場) ☎(838)
1212(自動交付機は利用不可)

▼3月23日(土)に休館

南部市民SC別館(牛島)
☎(853)5735

引っ越しシーズン
空き家の管理は適正に

空き家は、所有者が適正に管理

することが原則です。冬期間の積
雪などで、家屋が傷んでいないか
ご確認ください。また、引っ越し
で自宅が空き家になる場合は、次
の点にご留意ください。

■建物の倒壊や、強風で物が飛
散・落下するなどして、近隣の
家屋や通行人などに被害を与え
た場合、その建物の所有者また
は占有者(実際に使っている人)
に対し、損害賠償などの管理責
任が問われることがあります

■現在、空き家を所有している、
または家族の転居などで空き家
になる可能性があるという物件
をお持ちのかたは、「適正に管
理されているか」「将来的に誰が
管理するか」などを今一度ご確
認ください

●問い合わせ

・通行人などに危害を及ぼすよう
な空き家：防災安全対策課
☎(888)5434

・その他、相談窓口の案内・紹介
など：市民相談センター
☎(888)5646

産前産後の国民年金
保険料が免除されます

産前産後期間の国民年金保険料
の免除制度が始まります。届出の
受け付けは4月からです。

対象▶国民年金第1号被保険者(厚

生年金に加入しているかた、厚生
年金に加入している夫に扶養され
ているかたを除く)で、出産日が平
成31年2月1日以降のかた

■保険料の免除期間▶出産予定月か
出産月の前月から4か月間。多胎
妊娠の場合、出産予定月から出産月
の3か月前から6か月間。出産が
今年2・3月のかたは、4月分以
降の保険料が免除されます

*制度上、「出産」とは、妊娠85日
(4か月)以上の出産をさします
(死産・流産・早産を含む)。

■届出時期▶出産予定日の6か月前
から可能です

■届出時の必要書類▶本人確認書
類、マイナンバー確認書類のほか
に次の書類が必要です

■出産前の届出▶母子健康手帳、医
療機関が発行した出産予定日など
の証明書

■出産後の届出▶市役所の窓口で出
生日と親子関係が確認できる場合
は原則不要。お子さんが別世帯の
場合は出生証明書や母子健康手帳
など、出産日と親子関係が分かる
書類

■死産などによる届出▶死産証明
書、母子健康手帳、医療機関が発
行した死産などの証明書

■届出の場所▶国保年金課(市役所1
階)、各市民SC(中央・東部を除
く)、駅東SC、岩見三内・大正寺
の各連絡所

*なお、市役所では、郵送での受
け付けはしていません。郵送希
望のかたは、秋田年金事務所へ
お問い合わせください。

●問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5633
秋田年金事務所 ☎(865)2392

あなたが描く、秋田の
未来を応援します

市と市民活動団体などが協働
し、地域的・社会的課題の解決を
めざす公益的な事業の提案を募集
します。ご提案いただいた内容は
公開プレゼンテーション(4月開
催予定)を行い、その結果、採択さ
れた提案は、市と協定を締結し、
平成31年度市民協働事業として事
業化を図ります。

提案の手引きと応募書類の様式
は、市ホームページまた
は下のQRコードからダ
ウンロードできます。



●広報ID番号 1018756

対象▶市民活動団体など
交付額▶事業に直接要する経費に
ついて最大100万円

申込期限▶3月29日(金)3月15日(金)
必着で、参加表明書の提出が必要

●問い合わせ

中央市民SC ☎(888)5642

*予算の成立状況によって、内容が変更
になる場合があります。